

会 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費（以下「会費等」という。）に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「本協会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費等)

第2条 定款第7条に規定する会費等は、次に掲げるところによる。

- (1) 個人正会員 会 費 120,000 円（年間）
- (2) 法人正会員 入会金 100,000 円 会費 240,000 円（年間）
- (3) 賛助会員 入会金 100,000 円 会費 240,000 円（年間）

2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員のその事業年度の会費の徴収は、理事会が入会を承認した日の翌月から開始する。この場合、計算方法は月割計算とする。

(会費等の納入)

第3条 本協会に入会した正会員又は賛助会員は、会費等を協会所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員から納入された会費等については、入金日その他必要な事項を記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 本協会は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、定款第11条の規定により返還しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

【別表】

○会費の取扱

- 1 会費規程第3条第1項に規定する協会所定の方法は、原則として、銀行預金口座振替により、当該会計年度の上期分（4月～9月）を4月に、同じく下期分（10月～翌年3月）を10月に分割納入することとする。
- 2 ここでいう未収会費とは、会費規程第2条に規定する会費等を会費納入の請求書に定める納期日を経過しても入金らなかったものをいう。
- 3 協会は、1に記した4月及び10月の初日に、会員に対し会費納入の請求書を発行する。
- 4 会費が未収となっている会員には、会費の納期日の経過後2か月ごとに、入金があるまで再請求を行うものとする。
- 5 在籍中の会員の未収会費の滞納期間が満1年を経過したときは、次のとおりとする。
 - (1) 会員規則に定める会員としての権利の享受を停止する
 - (2) 会員が上記(1)により、権利の享受を停止したときは、当該会員の所属支部の支部長にその旨を通知する
 - (3) 会費を恒常的に滞納する会員については、必要に応じて「2年以上会費を滞納したときは、定款第10条第5号の規定により、会員としての資格を喪失すること」などを当該会員に通知する